

令和5年度税制改正に 関する機械業界の要望

令和4年10月

一般社団法人 日本機械工業連合会

会長 東原敏昭

重点要望

1. 研究開発税制の拡充3
 - (1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度(一般型)の拡充等3
 - (2) オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の更なる要件緩和と拡充4
 - (3) 研究開発専用設備及びソフトウェアの即時償却の容認4
2. 新時代に向けた設備投資促進税制の拡充、整備4
 - (1) 新時代に向けての設備投資の促進4
 - (2) 償却資産課税の見直し5
 - ① 機械類等に対する固定資産課税の撤廃5
 - ② 償却資産税の評価額算定方式の見直し5
 - (3) 減価償却の方法5
3. 持続可能な地球温暖化防止対策の推進ーカーボンニュートラルの実現に向けて 5
4. 経済の電子化に伴う課税上の課題への対応 6

一般要望

- (1) 繰越欠損金の扱いの改善 7
- (2) 受取配当金の扱いの改善7
- (3) 外形標準課税の廃止又は抜本的見直し8
- (4) グループ通算制度への移行に伴う問題点の改善8
 - ① 試験研究費増額修更生に対応した控除額の増額処理の容認8
 - ② 地方税（法人住民税、法人事業税）におけるグループ通算制度の導入8
 - ③ グループ離脱時における投資簿価の修正方法の見直し8
- (5) 外国税額控除制度の見直し 8
 - ① 控除限度額及び控除限度超過額の繰越期間の延長8
 - ② 控除限度額及び控除限度超過額の繰越期間の延長9
 - ③ 外国税額控除の控除限度額の拡充9
- (6) 外国子会社合算税制(CFC税制)の改善9
 - ① 判定対象となる外国子会社の絞り込み9

② CFC税制の合算・申告期限の見直し	9
③ 配当に係る持分割合基準の見直し	9
④ 特定外国子会社等の判定に関する明細書について	9
(7) 移転価格税制の見直し	10
① 事前連携の強化	10
② APA(移転価格事前確認制度)の手続き、審査の迅速化	10
③ 持分基準の見直し	10
④ 移転価格文書化	10
(8) 二国間租税条約の締結及び改訂の促進等	10
① 租税条約の早期締結	10
② ロイヤリティ支払いでの源泉税相互撤廃に関する租税条約の改訂	11
③ 配当免税措置に係る租税条約の改訂	11
(9) 国外子会社に係る受取配当金の益金不算入制度の改善	11
(10) 印紙税の廃止・抜本的見直し	11
(11) 消費税仕入税額控除における95%ルールの復活	12
(12) 企業年金積立金に対する特別法人税の廃止	12
(13) 確定拠出年金制度の改善	12
(14) 合同会社(日本版LLC)税制の創設	12
(15) 特定資産の買換えの場合の圧縮記帳制度の恒久化	12
(16) 業績連動型の譲渡制限付株式の損金算入	12
(17) 会社が負担する海外個人所得税の非課税化	13
(18) インボイス制度における請求書の消費税端数処理取扱いの容認	13
(19) 会計基準変更への対応	13
① 減価償却費に係る損金経理要件の廃止	13
② 試験研究費の発生時損金算入	14
(20) 地方法人課税制度の抜本的見直し	14
(21) 事業所税の廃止あるいは事業所税の免税点判定における「みなし共同事業」要件基準の見直し	14
(22) 法人事業税並びに住民税法人税割の超過税率の撤廃	14
(23) 地方税における電子化の推進	14

一般社団法人 日本機械工業連合会は、機械工業関連の49会員企業及び49会員団体で構成する総合団体として、令和5年度税制改正に関して、新時代に向けた我が国経済の活性化、カーボンニュートラル実現等を目指し、下記税制項目の実現を強く要望する。

重点要望

1. 研究開発税制の拡充

IoT、AI、ロボティクス等の先端分野でのイノベーションの加速化、企業体質・構造変革のためのデジタルトランスフォーメーション(DX)の進展が世界的な潮流となり、研究開発投資の重要性がますます高まっている。

しかし、我が国の研究開発投資の大半が民間企業において行われている中、リーマンショック以降、我が国企業の研究開発投資は欧米諸国や中国に比べて伸び悩み、現在の我が国の水準は、米国と中国の3分の1に過ぎず、国際競争力の観点からまさに憂慮すべき状況にあると言える。研究開発投資の面で、欧米や中国と我が国との差が開いたのは、欧米諸国や中国では政府が企業の研究開発に手厚い支援策を講じたことも一因である。

この状況下、カーボンニュートラルやグリーントランスフォーメーション(GX)実現のため、企業には更なる研究開発投資が求められている。ついては、政府には研究開発税制の拡充など積極的な支援策をお願いしたい。

企業の研究開発活動の円滑化を図るため、具体的をお願いしたい項目は以下の通りである。

(1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度(一般型)の拡充等

一般型(旧総額型)は、我が国の研究開発を支える根幹の税制として多くの企業が活用している。令和3年度税制改正において特別措置として税額控除限度額が法人税額の25%から30%に引き上げられたが、カーボンニュートラルやGXの目標実現のため、更に一層の研究開発を求められる中、この水準は積極的に研究開発投資を進める企業にとって重大な制約となっている。我が国産業成長の根源となる企業の研究開発投資の増大を促すため、税額控除限度額を拡充して頂きたい。その実現が困難な場合、令和3年度税制改正において設けられた特例措置を延長して頂きたい。

また、平成29年度税制改正においては、製品の製造等に係る試験研究に加えて、サービス開発に係る試験研究についても対象に追加されたところであるが、一定のサービス設計工程を経た試験研究に限定され、既存データを利用したサービス開発に制約等があることから、活用促進を図るための拡充をお願いしたい。

加えて、海外諸国の現状も踏まえ、税額控除限度超過額の繰越制度の復活及びその際の繰越要件の撤廃をお願いしたい。

(2) オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の更なる要件緩和と拡充

オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)は、対象範囲の拡大やインセンティブの拡充、制度運用上の改善方策等が行われてきたが、新技術等を有するスタートアップ企業との連携が企業の新陳代謝にとって重要であるものの、その対象が限定されるなど、未だに制度利用が十分に拡大しているとは言い難い。

については、その効果を精査しスタートアップ企業等との活用促進を図るとともに、監査要件や契約書記載要件等について実態にあった更なる要件緩和及び制度拡充をお願いしたい。

(3) 研究開発専用設備及びソフトウェアの即時償却の容認

研究開発専用設備及びソフトウェアの取扱いについては、企業会計と税務会計の乖離により納税者に多大な事務負担がかかっているため、企業会計上費用処理が強制されるものについては、税務会計上も会計処理に合わせて即時償却を認めて頂きたい。

2. 新時代に向けた設備投資促進税制の拡充、整備

(1) 新時代に向けての設備投資の促進

政府が本年6月7日発表した「経済財政運営と改革の基本方針2022」の中で、新しい資本主義に向けた重点投資分野として、グリーントランスフォーメーション(GX)やデジタルトランスフォーメーション(DX)への投資が打ち出され、新時代に向けた我が国経済活性化のため設備投資拡大に期待している。一方、我が国生産現場の設備老朽化は深刻で、生産性や競争力の面で中国や海外諸国と比して憂慮すべき状況にある。サイバーセキュリティの確保、国内外におけるサプライチェーンの複数化・強靱化及び働き方改革への対応など課題も多く、新規設備等の導入が不可欠となっている。

この状況下、企業による積極的な投資を後押しする設備投資促進税制の拡充、整備をお願いしたい。

具体的には、令和3年度税制改正にて実現した「DX投資促進税制」の期限延長及び拡充(適用要件緩和と対象設備の拡大)、GX投資に資する「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」の支援措置内容の強化をお願いしたい。また、平成26年から3年間実施された「生産性向上設備投資促進税制A類型」のような適用要件が簡易・明確で実効性が確実な税制導入は企業の設備投資

誘発に最も効果が高いと思われ、検討をお願いしたい。

(2) 償却資産課税の見直し

① 機械類等に対する固定資産課税の撤廃

機械類等に対する固定資産税の課税は、中小企業に限定しつつ令和4年度末まで軽減、免除が図られているが、本来機械類等への償却資産課税は国際的に見られない極めて異例の税制であり、設備投資の促進を阻害し、我が国産業の国際競争力を低下させており、機械業界として大企業も含め撤廃されることを強く要望する。

一方、償却資産税は地方にとって大きな税収となっているため、抜本的な見直しが困難な場合、喫緊の課題となっているカーボンニュートラルやGX実現に係る重要設備(例えば、試験研究設備等)導入の際の減免などの特別措置を検討頂きたい。

② 償却資産税の評価額算定方式の見直し

平成19年度の税制改正における減価償却制度の見直しにおいて、我が国において特異な制度となっていた5%の残存価額制度が廃止されたが、固定資産税においては従前のままの制度で現在に至っている。地域経済の活性化を図る上で、サービス分野を含めて生産性の向上のための投資の活発化が求められるなかで、国際的にも例を見ない制度が地方税において残存している状況に改善が求められる。新しいイノベーション時代の地方への波及を図るうえにおいても、見直しを強く要望する。

(3) 減価償却の方法

減価償却の方法は、現在、企業における減価償却資産の使用実態等に応じて適切な方法を選択できる方式となっている。法人税率引下げ等の財源確保のため、平成28年度税制改正において新規に取得する建物付属設備・構築物について定額法に一本化された経緯がある。企業の経営実態や投資計画も踏まえて適切な方法を選択できる現状の変更は、結果として成長分野を中心とした投資活動に対して抑制効果を及ぼす可能性があるため、今後も定額法への一本化を行うことなく、現在の定額法と定率法の自由選択方式の継続を維持すべきである。

3. 持続可能な地球温暖化防止対策の推進－カーボンニュートラルの実現に向けて

我が国の目指す「2050年カーボンニュートラル」実現のためには、税制も含めて持続可能な地球温暖化防止対策の実行が不可欠である。そのため、カーボンニュートラルのイノベーションを喚起する手段であるカーボンプライシン

グ等の経済的手法は、各種観点から、丁寧な議論・精査のうえで、最適なあり方を追求すべきである。税制も成長に資する措置を検討することが重要であり、企業にとってCO2削減に資する主体的な取り組みへのインセンティブになる視点を踏まえたものとすべきである。

また、既存の地球温暖化防止・エネルギー関連税制は産業界や国民に大きな負担を課しており、地球温暖化対策税の廃止も含めた既存税制の見直しを行うことは重要と考える。現状においては、炭素税の新規導入には合理性は認められず、反対する。

4. 経済の電子化に伴う課税上の課題への対応

経済の電子化に伴う新たな国際課税ルールに関する世界的合意を受けて今後進められる国際間の最終調整、国内法制化においては、我が国企業の負担を増やさず、外国企業との公平な競争環境が確保できる体制構築を念頭に進めて頂きたい。具体的な要望内容は次の通り。

① 第1の柱について

最終顧客所在地国・地域の収益を把握するためのシステム構築が必要であり、導入に先立って暫定的な簡素なルールが適用される等の経過措置が必要。また、税務当局による検証は内部統制が有効であるか等のシステム・レベルで検証されるべき。当局への網羅的な情報提供は課されるべきでなく、内部統制等についても重要性基準や罰則の有無等を明確にすべき。

② 第2の柱について

我が国への導入時期は2023年ありきではなく、主要国と足並みを揃え、我が国企業が他国より不利に陥らないように慎重に検討すること。各国で優遇措置を受けている事業実体の伴う企業の激変緩和措置として、一定の期間は経過措置を講じること。

実務の予見可能性の観点から、各国の国内法制化に先立ち、GloBE情報申告書の記載方法や修正方法、トップアップ税額の申告納税時期等に関わる明確化や図解等も含めた詳細なガイダンスを準備するようお願いしたい。また、簡素化の観点から、適格当局間協定の締結を日本国においても積極的に進め、GloBE情報申告書の提出に係る最終親会社方式の徹底をお願いしたい（各子会社所在地国が最終親会社など所在地国と適格当局間協定を締結している場合には、当該最終親会社がGloBE情報申告書を提出すれば、各子会社に提出義務はない）。

制度の簡素化のため、税務行政ガイダンス（いわゆるホワイトリスト）や、CbCRの実効税率等を用いたセーフハーバー等のオプションを検討すべき。また、QDMTT（適格国内ミニマム課税）採用国・地域は、GloBE情報申告書の作成対象から除外すべき。

③ CFC税制の簡素化

GloBEルールとの重複を避けるため、GloBEルールの実務をCFC税制の中で利活用して、両制度で利用する情報や計算過程を一元化すべき。

併せて、CFC税制は租税回避目的の取引を対象とする制度として簡素化すべき。特にエンティティアプローチである経済活動基準は、無形資産提供事業等、現地で事業を行う経済的合理性や事業実態が伴う場合であっても会社単位で合算対象に含められ、外国企業との公正な競争条件を阻害し、且つ、事業基準及び所在地国基準又は非関連者基準等の判定が困難な事例があり、当該判定に係る負担も大きい。事務の簡素化と我が国企業の円滑な海外事業を支えるため、事業基準及び所在地国基準又は非関連者基準の廃止を含め、経済活動基準は簡素化すべき。その際は、事務負担の軽減と重要性の観点から、制度適用免除基準である租税負担割合20%基準を維持することを前提として見直すべき。

一般要望

(1) 繰越欠損金の扱いの改善

令和3年度税制改正において、繰越欠損金の控除上限の特例制度が創設されたが、そもそも国際的に見劣る我が国の繰越欠損金の扱いは企業経営にとって大変深刻な問題となっている。近年、繰越制限が更に強化され、①繰越期間は米国、英国、フランス、ドイツ等が無制限に対して10年、②控除上限は米国、英国、韓国等が無制限に対して50%に制限、諸外国と比べてますます不利な状況にあるため、特例措置を恒久措置として「繰越欠損金の扱い」を改善して頂きたい。

課税上の期間損益の通算は、中長期的な観点から企業経営を行う上で非常に重要で、新市場分野への進出など大胆かつ機動的な事業運営に欠かせない制度ある。国際的イコールフットィングの観点も踏まえて、控除上限の制限を緩和するとともに、繰越期間の10年を大幅に延長して頂きたい。

(2) 受取配当金の扱いの改善

受取配当金の益金不算入制度は、数次にわたる縮減措置実施の結果、平成26年度時点で連結法人株式及び関係法人株式以外の株式に係る益金不算入割合が50%に制限され、更に平成27年度改正において制限幅が拡大するとともに、持ち分株式の区分が複雑となった。利益の配当を行う時点で法人税が課されており、同一所得に対する二重課税状態にあるため、「法人擬制説」に立脚する法人税法の立場からは全ての国内株式に係る配当金につき、100%の益金不算入を認めるべきである。また、事務効率化のため、従来の株式区分に戻すとともに、受取配当金益金不算入の負債利子控除計算は廃止して

頂きたい。

(3) 外形標準課税の廃止又は抜本的見直し

平成28年度税制改正において、法人実効税率の20%台への引き下げ時期が早まった関係で、その財源のため、法人事業税の外形標準課税が強化された。外形標準課税は人件費課税で雇用所得の拡大を目指す政策方向に逆行するものであり、業績の回復、雇用の維持の面から大変重い足枷にもなっており、廃止に向けて検討されたい。

また、規模や業態により課税の負担が偏る不公平税制であり、付加価値割の算定方法など集計要素に相当の実務負担を要しており、廃止が困難な場合、簡素化も含めた抜本的見直しを行って頂きたい。

(4) グループ通算制度への移行に伴う問題点の改善

令和4年度から適用が開始されたグループ通算制度は、平成14年度に導入された連結納税制度を見直し、簡素化等の推進等を図り、グループ一体経営の効果を高めるためのものであるが、本制度が有効に活用されるよう、以下の改正をお願いしたい。

① 試験研究費増額修更生に対応した控除額の増額処理の容認

試験研究費税額控除では、修更正による法人税の増額があった場合、税額控除の増額が行われないため、当該控除額の増額処理を認めて頂きたい。

② 地方税（法人住民税、法人事業税）におけるグループ通算制度の導入

地方税（法人住民税、法人事業税）においてもグループ通算制度を導入して頂きたい。

③ グループ離脱時における投資簿価の修正方法の見直し

子法人がグループ加入前に有していた剰余金を加入後に親会社に配当する場合、株式売却等により当該子法人がグループから離脱する際には親会社の投資簿価修正の対象となるが、会計上の売却益に対し、税務上は配当相当額が売却益に上乗せされ、二重課税となるため、投資簿価の修正方法を見直されたい。

(5) 外国税額控除制度の見直し

① 控除限度額及び控除限度超過額の繰越期間の延長

輸出プラント工事などにおいて、国外所得の発生時期と現地における税額発生時期のタイムラグが大きくなっていることに加え、現地で税務調査があった場合は、ある年度の所得につき更正を受けた場合、税務当局と訴訟等になった結果、税額が確定するまでに数年かかることがある。このような場合、外国税額控除枠が十分に活用できないことなどから、外国税額控除制度の利用が制約され、国際的・二重課税の排除が十分に行えない事態が多々生じてい

る。したがって、控除額及び控除限度超過額の繰越期間については、現行の3年を延長すべきである。米国は現在10年、英国は無期限の繰越が認められており、国際競争力確保の点からも、平成30年度に欠損金の繰越期間が10年に延長されたことを参考に、10年への延長を要望する。

② 控除限度額及び控除限度超過額の繰越期間の延長

控除限度超過額が発生した場合、企業経営を圧迫する一因ともなっていることから、控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった金額については、損金算入を認めるべきである。

③ 外国税額控除の控除限度額の拡充

外国税額控除の控除限度額は国外所得に法人税の実効税率を乗じて算出した金額相当額になるが、試験研究費の総額に係る税額控除などにより実効税率が低下し控除限度額が減少することになる。これでは双方の税額控除の目的を達成できないため、控除限度額が法定税率を用いて計算した金額相当となるような仕組にして頂きたい。

(6) 外国子会社合算税制(CFC税制)の改善

① 判定対象となる外国子会社の絞り込み

租税負担割合が20～30%のレンジについては判定対象となる外国関係会社が非常に多い割には合算税額が少ないため、事務の簡素化の観点から、30%基準を廃止願いたい。また、「第2の柱」との平仄をあわせる観点から制度適用免除基準を見直す、もしくは事業規模等により対象の絞り込みをお願いしたい（例えば、利益額が1億円未満の場合は対象外とするなど）。

② CFC税制の合算・申告期限の見直し

現行法上、外国子会社の事業年度終了後2カ月を経過する日を含む内国法人の事業年度において合算課税とされているが、日本の申告期限内に合算課税及び外国税額控除を適正に申告できるように、外国子会社の事業年度終了後1年を経過する日を含む内国法人の事業年度、あるいは外国子会社の申告期限から2月を経過する日を含む事業年度に見直して頂きたい。

③ 配当に係る持分割合基準の見直し

受動的所得であるか否かについてより経済実態に即した判断がなされるよう受動的所得の一つとされる配当に係る持分割合基準を見直して頂きたい（例えば、特定外国子会社による持分割合が25%未満であっても、グループ合計の持分割合が25%以上の子会社からの配当は、受動的所得とならないなど）。

④ 特定外国子会社等の判定に関する明細書について

特定外国子会社等の判定に関する明細書（別表17（3）付表1）及び添付対象外国関係会社に係る外国関係会社の区分及び所得に対する租税の負担割合の計算に関する明細書（別表17（3の7）付表2）に関してCSV形式での提出を認めて頂きたい。また、別表17（3の7）に記載する外国子会社の財

務数値は、別表17(4)にも記載が要求されているため、別表17(3の7)における財務数値記載の廃止を検討して頂きたい。

(7) 移転価格税制の見直し

① 事前連携の強化

現行制度では、一時的にせよ企業に二重課税を強いることになるため、例えば相互協議の後でなければ更正できないこととする、または課税当局が更正処分に先立って二重課税回避の対応をする旨の事前合意を相手国政府から得ることを執行の要件とするなど、執行の現場と相互協議担当局との事前の連携を強化して、予め二重課税リスクを低減させるなど、執行のあり方を検討して頂きたい。

② APA(移転価格事前確認制度)の手続き、審査の迅速化

移転価格税制上の重要な制度であるAPA(事前確認制度)の手続き、審査の更なる迅速化に向けての体制を構築して頂きたい。また、仮に十分な損益が見込めない事業であっても、前向きに対応して頂きたい。

③ 持分基準の見直し

移転価格税制における持分基準について、日本以外の多くの国で基準としている50%超へ見直しをして頂きたい。

④ 移転価格文書化

「国別報告事項(CbCR)」の作成及び提出義務に関し、EUのパブリックCbCRや英国の税務方針開示等、我が国はそれら飛びぬけたルールを作らず、各国がOECDルールに準拠した国内法を整備し、実施するよう働きかけて頂きたい。異なる課税当局から出てくる質問の対応について親会社所在地国の税務当局が交通整理を行い、質問はその税務当局が受けとめて一元化し、回答も最終親会社からその所在地国税務当局を窓口として実施できるようにして頂きたい。

CBCR Notificationの提出期限は事業年度末となっており、最新のデータのUpdateが困難であるため、現状は予定版と、翌年度末の確定版の2回で提出していることで対応している。事務負担の効率性の観点から、CBCRと同様な期限に見直しして頂きたい。

また、確定申告期限までに、ローカルファイル(LF)を作成することが法制化されているが、多くの日本企業は作成期限が日本より遅い海外子会社のLFを日本向けLFとして使用しているため、日本のLFの作成期限を事業年度終了後6ヶ月以上にするよう再検討をお願いしたい。

(8) 二国間租税条約の締結及び改訂の促進等

① 租税条約の早期締結

今後、世界的な投資交流の活発化に向けて、我が国としては、租税条約ネットワークの整備を図る必要がある。日本との取引が多い国・地域との租税

条約が締結されていない場合には、移転価格税制に基づく相互協議など二重課税の排除や源泉税率の低減に向けて、租税条約の早期締結を行われたい。とりわけ、次世代の投資国として脚光を浴び始めているアフリカ諸国は日本との租税条約締結国が少なく、租税条約を活用している中国企業に比べて我が国企業は競争環境として非常に不利となっているため、早急に締結交渉を進めて頂きたい。加えて、東南アジアや中南米の未締結国にも締結対象国を拡大して頂きたい。

② ロイヤリティ支払いでの源泉税相互撤廃に関する租税条約の改訂

日本の知的財産立国を後押しし、グローバル企業を育成する観点から、ロイヤリティ支払いに関する源泉税の相互撤廃などを盛り込んだ日米租税条約をモデルとして、各国との租税条約の改訂を推進されたい。とりわけ、インドとの租税条約第12条の「技術上の役務」に対する源泉課税の実施は、日本が他国と結ぶ租税条約と整合性がなく、類例をみない異質な規定であり、インドにオフショア開発を委託する上での経済的阻害要因となっているため、改訂をお願いしたい。

③ 配当免税措置に係る租税条約の改訂

投資交流の一層の促進を図る目的から米国・英国・フランス等との租税条約において一定基準を満たす配当に係る源泉税が免税とされているが、この配当免税措置について、各国との租税条約の改訂を推進されたい。特に、日本からの投資規模が大きい中国との条約改訂をお願いしたい。

(9) 国外子会社に係る受取配当金の益金不算入制度の改善

平成21年度税制改正により国外子会社に係る配当金については益金不算入となったものの、配当額の95%を上限とすることや、国外の子会社以外からの配当については益金算入であることから、未だ制度としては不十分と言わざるを得ない。全ての株式に係る配当金につき100%の益金不算入を認めるべきである。

また、直接持分割合が25%未満の外国子会社であっても、グループ合計の持分割合（海外子会社を通じて保有する持分割合を含む）が25%以上の子会社からの配当は、益金不算入の対象とするよう見直して頂きたい。

(10) 印紙税の廃止・抜本的見直し

デジタル化の進展に伴い、電子商取引の急速な普及などペーパーレス化の進む現状において、作成文書に担税力を求める文書課税は不合理かつ公平性を欠くものとなっている。付加価値税を導入している諸外国では、印紙税の撤廃、もしくは付加価値税非課税取引のみ印紙税を課税するのが主流であるため、印紙税の廃止あるいは消費税非課税取引のみに課税対象を制限するなど、抜本的見直しを行われたい。

(11) 消費税仕入税額控除における95%ルールの復活

平成23年度税制改正で行われた「課税売上5億円以上の事業者についての95%ルールの撤廃」により、対象事業者は課税仕入等の税額を全額控除することができなくなった。課税売上を主とする事業者にとって、仕入は間接的であっても課税売上に資すると推測され、個別対応を証明できない間接的な仕入税額に、課税売上割合による按分計算を適用すると、事業実態以上に事業者への負担が生じることとなった。また、売上規模で取扱いを変える合理的な理由も無いため、従前の95%ルールを復活して頂きたい。

(12) 企業年金積立金に対する特別法人税の廃止

企業年金積立金に対する特別法人税は、2023年3月末まで適用が停止されているが、①公的年金を補完する企業年金制度の重要性がますます高まっていること、②厚生年金基金は原則非課税であり、制度間の中立性・公平性を欠くこと、③「拠出時・運用時非課税、給付時課税」が課税原則の基本に対して、国際的にも類例をみない運用時の課税であること、④「法人に課した税」ではなく、労働者が受給する「年金資産に対する課税」であることなどから、同特別法人税を廃止すべきである。

(13) 確定拠出年金制度の改善

超高齢化社会の到来に備え、確定拠出年金に係る拠出限度額の撤廃、あるいは拠出限度額の引き上げを行われたい。

(14) 合同会社（日本版LLC）税制の創設

日本版LLC制度の創設に合わせ、現物出資の際の課税繰延とパス・スルー課税（構成員課税）を導入するなど、税制上の対応策を講じられたい。

(15) 特定資産の買換えの場合の圧縮記帳制度の恒久化

特定資産の買換えの場合の圧縮記帳制度における「長期所有土地等から建物、機械装置等への買換え」は、企業の長期保有土地の有効利用、事業再構築などを推進し、産業の合理的配置など国の社会・産業政策に沿った資産の買換えのために大きな役割を果たしていることから、恒久的な制度とされたい。

(16) 業績連動型の譲渡制限付株式の損金算入

平成29年度税制改正にて、「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備として、リストリクテッド・ストックにおける一定の時期に確定した金額又は数を交付する役員報酬（①類型「事前確定届出給

与」)については損金算入可能となったが、1年以上の期間の業績に連動した株式等を交付する役員報酬(②類型)については、損金不算入のままとなっている。しかし、2019年5月27日に日本公認会計士協会より「インセンティブ報酬の会計処理に関する研究報告」が公表されるなど、会計上の取扱いが整備されてきており、また、リストラクテッド・ストックの導入を公表した企業が増加し、実務も確立してきており、業績連動型の譲渡制限付株式の損金算入を認めて頂きたい。

(17) 会社が負担する海外個人所得税の非課税化

日本の居住者である海外出張者が、現地法令により海外個人所得税を課され、これを会社が負担した場合、税務当局による課税実務においては、給与所得であるとされているが、

- ① 会社が負担するのは、会社の業務遂行の必要性による業務命令によって海外出張者が被った「経済的損失の回復」を目的とするものに過ぎず、所得税法施行令第22条に掲げる「非課税とされる在外手当」に類するものであると考えられること
- ② 「業務の遂行に関連するもの」である場合は、給与ではないとする法人税基本通達(9-5-5、9-7-16)の取扱いとの間に不整合があると考えられること
- ③ 所得税法においても、個人の外国税額控除制度が用意されているが、当該制度を適用しても、一部の二重課税排除に留まることが多いこと、などから、所得税法上の取扱いにつき、経済的利益のない非課税所得である旨通達などにおいて明らかにされたい。

また、海外赴任者の日本への帰任後に会社が負担した海外赴任期間に対応する海外個人所得税額が給与所得として扱われることについても、税額が海外赴任期間中に確定しないというやむをえない事情の存在を無視した課税と考えられるため、同様に経済的利益のない非課税所得である旨を通達などで明らかにされたい。

(18) インボイス制度における請求書の消費税端数処理取扱いの容認

インボイス(適格請求書等保存方式)制度において、従来通り取引ごとの端数処理取扱いを容認頂きたい。請求書ごとに計算する仕組みに改修する場合、会計システムの仕様変更、業務変更等に伴うかなりの作業工数増となり、多大なコストが発生することが懸念される。

(19) 会計基準変更への対応

① 減価償却費に係る損金経理要件の廃止

国際会計基準へのコンバージェンスにより、減価償却資産の償却方法の定率法から定額法への変更や、会計上の耐用年数の延長が見込ま

れているが、減価償却費については損金経理要件が付されているため、税法基準での損金算入が不可となることから、損金経理要件を早期に廃止すべきである。

② 試験研究費の発生時損金算入

一定の開発費については、無形資産として計上のうえ償却することが見込まれているが、試験研究費については、発生時損金算入という従来の取扱いを維持して頂きたい。

(20) 地方法人課税制度の抜本的見直し

地方税における外形的課税は、事業所税をはじめ法人住民税均等割、都市計画税、固定資産税など多岐に亘り、課税標準も重複するなど極めて錯綜しており、法人事業税の外形標準課税は、その複雑さに更に拍車を掛けている。そのため、企業は二重課税による過重な税負担を強いられており、二重課税排除・税制簡素化などの観点を踏まえて、地方法人課税全体の整理・統合など抜本的見直しについて早急に検討すべきである。とりわけ、過重となっている法人二税について、全体の法人税負担の軽減の観点から見直して頂きたい。また、グループ通算制度の導入を検討して頂きたい。

(21) 事業所税の廃止あるいは事業所税の免税点判定における「みなし共同事業」要件基準の見直し

事業所税は、事業税の外形標準課税と類似の課税標準であり、二重課税であるため、早急に廃止されたい。廃止されない場合、事業所税については、免税点判定における「みなし共同事業」要件基準の見直しを行われたい。例えば、既に単一の会社として免税点を超えて納税義務者となっている場合、グループ全体の事業合理化のためにグループ会社の入居家屋を集約するような場合においては、みなし共同事業課税の免税点の判定における床面積（または従業者数）に算入しないことを要望する。

(22) 法人事業税並びに住民税法人税割の超過税率の撤廃

地方税法では標準税率を定めており、特例として各地方自治体の財政状況によって超過税率(標準税率の2割増を限度)を適用することを認めているが、現状は多くの自治体が超過税率を適用しており、企業に過重の税負担を強いているため、法人事業税並びに住民税法人税割の超過税率を撤廃されたい。

(23) 地方税における電子化の推進

地方税における電子化の推進においては、特に固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書について、優先的かつ早期の電子化実現を要望する。